

## 科目概要・講師

### ～法廷通訳実践 I・II～

刑事裁判のしくみなど、司法通訳として働くために必要な法律の知識を学びます。捜査から始まる刑事手続の流れと、無罪推定など手続上の重要な原則を確認します。犯罪と刑罰を定める法律である刑法のほかに、家族関係、労働など外国人が遭遇しそうな場面に当てはまる法律の基本を解説します。そのうえで、被疑者（容疑者）取調べ、弁護人と被疑者の面会、法廷での起訴状朗読など、いくつかの場面での通訳を体験します。司法通訳が接する法律実務家である弁護士、検察官、裁判官から、通訳への期待を聴く機会も設けます。理解を確認するための試験が何度かあります。この試験の結果と平常点、体験授業での実技により成績を評価します。

主任講師：後藤 昭（一橋大学法学部卒業。東京大学法学政治学研究科博士課程修了。法学博士。2018年度まで青山学院大学法務研究科教授。青山学院大学及び一橋大学名誉教授。）

### ～現代法実務論～

憲法訴訟、民事事件、行政事件、刑事事件、家事事件などの訴訟のみならず、企業における予防法務やADR（訴訟外紛争解決手続）、交通事故案件、知財案件などの様々な法的領域について、現実に問題・紛争となる場面と、そこでの弁護士の役割を学びます。この科目は、神奈川県弁護士会法教育センターから派遣された弁護士による講義を中心としています。司法や法律相談で通訳を行う上で知っておきたい「現場」について、弁護士から直接に学ぶことで、具体的な法的問題と弁護士の活動内容の実践例に触れ、具体的なイメージを持つことができます。

コーディネーター：佐竹 宏章（青山学院大学法学部助教。博士（法学）。）

各回講師：神奈川県弁護士会法教育センター派遣弁護士によるリレー講義

### ～通訳概論～

本講座では通訳の概論を取り扱います。通訳の形態や技術、学習法などについて、理論を通して考察するほか、国内外の通訳の歴史も振り返りこれまで通訳行為が行われてきた経緯や背景を見ていきます。また通訳の倫理規定や専門性などにも焦点を当て、言語的な要素のほかに通訳者に求められるものにはどのようなものがあるかを検討します。これに加えて通訳者のストレスマネジメント（セルフケア）について専門家をゲストスピーカー

としてお招きし話を伺うほか、外国人問題を多く扱う弁護士からも話を伺う予定です。講義の中では適宜グループでのディスカッションを行い、能動的な参加や考察を促しながら、通訳という営為を多角的に捉えていきます。

講師：岩田 久美（大阪外国語大学イスパニア語科卒業。1992年よりフリーランス通訳。2011年、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター「コミュニティ通訳コース」第2期修了後、専門家相談会、弁護士事務所での相談通訳を担当し、2017年からMIC かながわ医療通訳として活動。）

### ～司法通訳（ポルトガル語）Ⅰ・Ⅱ～

日本で事件に巻き込まれるポルトガル語圏の方は決して少なくありません。特に法廷通訳や捜査通訳の場合は、被告人や被疑者をはじめ、事件関係者の人生に大きく関わるため、通訳者の役割はとても重要であると言えます。本講座では、実際の通訳現場に即したオリジナル教材を用い、メモの取り方、サイトトランスレーションなどの訓練をするとともに、司法通訳者に求められる法律用語や独特な表現の訳出方法などの解説をします。また、独自のシナリオ（台本）を用いた模擬裁判の通訳実践を行うほか、法廷通訳、接見通訳、捜査通訳などの相違点や各場面において求められる実践的な知識についても分かりやすく解説します。

講師：板尾 彩未（ブラジル出身。中央大学法学部卒業。通訳案内士。2000年から法廷通訳、捜査通訳などをする傍ら、政府からの依頼でポルトガル語圏の法律案翻訳を担当。2019年度の本講座の講師。）

### ～司法通訳（フィリピノ（タガログ）語）Ⅰ・Ⅱ～

目的1：フィリピノ（タガログ）語と日本語の司法通訳者の養成

目的2：通訳全般の基本訓練

授業内容1：法廷通訳など司法通訳全般に関する理解と通訳訓練。日本語の法律用語に相当するフィリピノ（タガログ）語の単語や表現／現場で頻出するフレーズの訳出訓練など／接見通訳訓練／捜査通訳訓練／模擬公判通訳訓練

授業内容2：通訳全般に通じる基本訓練。シャドウイング訓練／リプロダクション訓練／ノートテイキング訓練／日本語とフィリピノ（タガログ）語のサイトトランスレーション訓練

逐次通訳を基本とします。そのほか、受講生の要望により授業内容を追加します。

講師：高畑 幸（大阪外国語大学外国語学研究科を経て大阪市立大学文学研究科後期博士課程修了。博士（文学）。現在、静岡県立大学国際関係学部教授。1995～2005年度、大阪外国語大学非常勤講師（フィリピン語）。）

## ～司法通訳（ミャンマー（ビルマ）語）Ⅰ・Ⅱ～

本講座は、法廷をはじめとする司法に関わる場で、被告人や被疑者、あるいは当事者が通訳を必要とする場合に、適切な日⇄緬語通訳を行うことのできる司法通訳人を養成することを目的としています。授業では、司法通訳全般に関する理解、通訳人として倫理規範、裁判や拘留に関わる手続きの流れと準備、定型的又は頻出する法律用語やフレーズの確認、翻訳書面の作成等について学び、後半では、比較的頻度の高い事案を場面設定し、オリジナルのシナリオによりロールプレイングなどの実習も行います。メモの取り方、シャドーイング、サイトトランスレーション（サイトラ）等、種々の訓練も組み合わせ、通訳全般に共通する基本訓練も行います。

講師：原田 正美（大阪外国語大学大学院外国語学研究科修士課程修了。大阪大学外国語学部ビルマ語非常勤講師。1993年から法廷通訳を開始、その他の司法通訳、アテンド通訳、会議通訳等各種通訳を行う。）

## ～多文化共生基礎～

グローバル化の加速により、日本社会の多言語・多文化化が進行するなか、ホスト社会と在留外国人とのあいだで様々な問題が顕在化してくるようになり、全国各地で多文化共生の推進が急務となっています。本授業では、在留外国人を取り巻く動向や歴史的経緯、政策や制度などの基礎的知識を身につけるほか、様々な課題に最前線で取り組む方々を講師として招き、リレー形式で「多文化共生のいま」をテーマに講義を行います。

コーディネーター：小島祥美（東京外国語大学多言語多文化共生センター長。世界言語社会教育センター准教授。）

各回講師：多文化共生などの分野における専門家によるリレー講義